

科目番号	科目名	配当年次	授業形態	単位	担当教員
K301	労働法	3年	講義	2	吉良貴之
<b>授業概要</b> 就職や労働にかかわる法律問題について扱う。労働法を学ぶ第一の意義は、まずは最も身近な問題である今後の自分の就職と労働にあたって、いかに身を守り、そしていかに自分らしい仕事を実現するかということを法制度の側から理解することにある。また、それにとどまらず、日本型雇用システムの現状や歴史的経緯を理解することによって、労働にかかわる法制度という側面から「経済」のあり方を理解する視点を獲得することにもつながる。					
<b>到達目標(学習の成果)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記の概要に述べた二点、つまり (1) 自分が社会のなかで「働く」とはどのようなことか、(2) 社会のなかで人々が「働く」とはどのようなことか、ということバランスよく考えることによって、「労働」をキーワードに社会や経済を理解することを目標とする。それは社会の側がどのような人材を求めているかを理解することでもあり、またその選び方や活用のあり方についてどのようなルールが定められているかを理解することでもある。そこでの社会のニーズに応えられるようになるとともに、ただ受け身でそれに従うのではなく、自ら主体的にルールを活用していく姿勢も身につけられることが望ましい。(DP3)</li> </ul>					
<b>授業計画</b>					
回	表題	学修内容			
1	「労働法」とは何か	本講義の到達目標などを導入として伝えたのち、様々な法律の集合としての「労働法」のイメージを持てるようになること。			
2	アルバイトをめぐる法律問題	学生にとって身近なアルバイトの具体的な事例を素材に、どのような法律問題があるかを考え、労働法が誰もにかかわるものであることをまず理解する。			
3	就職活動 (1)	日本の学生の就職活動の歴史的経緯や現状をふまえ、より主体的な就職活動のあり方を考える。			
4	就職活動 (2)	就職活動、およびその後の内定・採用にかかわる法律やルールについて、様々な事例を通じて理解する。			
5	労働時間と休日	労働時間や休日をめぐる法律について、具体的にどのような場面で問題になるかについて理解を深める。			
6	労働とジェンダー (1)	男女雇用機会均等法以降の、就職・労働にかかわる男女平等の問題について理解を深める。職場でのセクハラなど、具体的事例を通じて考える。			
7	労働とジェンダー (2)	育児・介護休業制度を中心に提起し、労働現場からの男女平等がいかんして可能かを考えていく。			
8	労働の変わり方・終わり方	人事異動、退職・解雇・定年など、労働の「変わり方」「動き方」「終わり方」にかかわる法律問題について理解する。			
9	労働運動のこれまでとこれから	労働運動をめぐる歴史的経緯を理解したうえで、現代の労使関係のさまざまなあり方について理解を深める。			
10	労働のかたち (1)	契約社員・派遣社員など、非正規労働者にかかわる法律問題について理解し、多様な労働形態のそれぞれのメリット・デメリットを理解する。			
11	労働のかたち (2)	大企業・中小企業・公共団体など、雇用先の規模や特徴によって労働のあり方がどのように変わるかを理解する。			
12	外国人と労働	外国人労働者問題について理解を深める。特に1990年の入管法改正以後の状況について、移民問題・難民問題とも関係させながら多面的に考える。			
13	ワークライフバランス	これまでの講義内容をふまえたうえで、労働と私生活の適切な関係(ワークライフバランス)について理解を深める。			
14	日本型雇用システム (1)	新卒一括採用・年功序列制を特徴としてきた日本型雇用システムの仕組みをおさえ、日本経済における歴史的意義について理解する。			
15	日本型雇用システム (2)	経済のグローバル化などを受けて変わりつつある日本型雇用システムについて、今後のあり方を考えていく。			

準備学修(授業外の自己学修)

教科書・参考書の該当箇所、配布資料の予習・復習を十分に行うこと。そこでどのようなことが法律問題になりうるかを考えたうえで授業に臨んでほしい。日頃から労働にかかわるニュース・社会問題に意識的に目を通したり、アルバイトを行っている受講生は自身の体験から考えをまとめるなど、労働や就職活動についての自分なりの問題関心をもって主体的に講義に参加することが望ましい。

成績評価の方法・基準(%表記)

毎回の講義の最後に 5 分程度の小テストを行う(講義内容にかかわる基本的な知識を問う。30%)。学期末には試験またはレポートを課し、自分なりの関心から労働をめぐる法制度や社会問題について述べることができるかどうかを問う(70%)。

観点	S	A	B	C
授業で扱った労働法制度の内容を、多様な労働問題との関連で理解できているかどうか。	十分に理解し、多様な問題へと応用できる。	十分に理解し、他の科目との関連を意識できる。	授業範囲全般について一定の理解ができている。	授業内容の最低限の理解ができている。
基本的な法的概念、法制度の理解のもとに、取り組むべき課題を明確にできるかどうか。	十分に理解し、独自の課題設定へと応用できる。	法的な課題設定方法について十分に理解できている。	授業で扱った事例に即して課題設定を理解できる。	法的な課題設定法の最低限の理解ができている。
設定した課題について、具体的にどのような取り組みが可能かを法制度に即して考えることができるかどうか。	十分に理解し、独自の解決法へと応用できる。	法的な課題解決方法について十分に理解できている。	授業で扱った事例に即して課題解決を理解できる。	法的な課題解決法の最低限の理解ができている。

教科書

濱口桂一郎『日本の雇用と労働法』(日本経済新聞出版社[日経文庫]、2011年、1080円)

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課「ポケット労働法」(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/siryu/pocket>)

参考書等

毎回、資料配布またはスライド上映を行う。

履修上の注意・学修支援

疑問点がある場合には、授業中や終了後、オフィスアワーに積極的に質問してほしい(メールでの質問も受け付ける)。教員ホームページ(<http://jj57010.web.fc2.com>)には配布資料などを掲載するので、予習復習に役立ててもらいたい。